

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

人にやさしいデジタル化推進の取り組みとして、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを開始します。

宇治市印鑑条例につきましては、コンビニ交付サービス等を実施するに伴い、必要な改正を行うものです。

なお、サービスの詳細につきましては、次のとおりです。

1. コンビニ交付サービスについて（条例第 16 条の 3 追加）

（1）利用できるもの

印鑑登録証明書 及び 住民票の写し

（2）利用時間・場所等

時 間：毎日 6：30 から 23：00

場 所：全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末

方 法：マイナンバーカードを使用し、キオスク端末にて発行
手数料 1 通あたり 300 円（窓口と同額）

2. マイナンバーカードでの印鑑登録証明書の窓口交付について（条例第 16 条但書追加）

コンビニ交付では、印鑑登録証がなくともマイナンバーカードで印鑑登録証明書を交付できることとなったため、市役所窓口等においてもマイナンバーカードで印鑑登録証明書の交付ができるようサービスの拡充を図ります。

（1）必要なもの

マイナンバーカードと 4 桁の暗証番号 及び 手数料

（2）利用場所・方法

場 所：市民課・各行政サービスコーナー窓口

方 法：印鑑登録者本人が自身のマイナンバーカードを窓口を持参
手数料 1 通あたり 300 円

3. 開始予定日

令和 6 年 3 月に実施準備が整い次第、順次開始予定